

重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業の概要

重症心身障がい児（者）を受け入れるために看護職員等を加配する障害福祉サービス事業者に対して、加配した職員の人件費相当を県が補助する制度です

《対象となる事業者》

- ①障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、短期入所（福祉型）、生活介護、地域生活支援事業（地域活動支援センター事業または日中一時支援事業）、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業者で
- ②看護職員等を加配して重症心身障がい児（者）を受け入れた事業者（重症心身障害児に対して行う場合の給付費を算定する事業者を除く）

※看護職員以外の職員を加配する場合は事前の協議が必要です



《補助基準額》

① ショートステイ（短期入所）

（１）福祉型短期入所サービス費算定日

- ・超重症児等 31,470円×利用日数
- ・その他の重症心身障がい児 17,990円×利用日数

（２）福祉型強化短期入所サービス費算定日

- ・超重症児等 28,260円×利用日数
- ・その他の重症心身障がい児 14,780円×利用日数

② デイサービス等（生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）

- ・営業時間4時間以上の場合 10,490円×利用延べ人数
- ・営業時間4時間未満の場合 8,390円×利用延べ人数

※加配職員の人件費実費を上限とします。

※医療連携体制加算を算定した場合、常勤看護職員等配置加算（Ⅱ・Ⅲ）を算定した場合、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定した場合は、補助金交付額の控除があります。

《この事業における重症心身障がい児（者）とは》

「大島の分類による区分」の1～4に相当し、「重症児スコア」が5点以上（かつ、18歳以上の場合は障害支援区分6）

補助金を申請するためには、当事業の指定を受ける必要があります。

詳しくは、島根県障がい福祉課 療育・相談支援係にお問い合わせください。